

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書(2023年度)

5年6月30日

住 所 東京都江戸川区中央三丁目16番3号
事業者名 ヒノデ第一交通株式会社
代表者名 代表取締役 田頭 寛三



(担当者) 交通事業部 安藤慎治 TEL(03)5208-1620

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項

当社が保有する車両を順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、
2025年度までに50%以上の車両を置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①新人乗務員は全員ユニバーサルドライバー研修を受講する。
- ②介護資格保持者以外の乗務員については、2025年度までにすべての乗務員のユニバーサルドライバー研修受講を完了する。
- ③ユニバーサルデザインタクシーについての実車研修を定期的に実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	5台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検	道路運送車両法に基づく定期点検（3ヶ月点検、継続検査）と同時に保守点検・修理を実施する。



- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	在籍乗務員について、ユニバーサルドライバー研修受講完了者の割合を80%以上にする。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車センターでの情報提供	配車センターにおいて顧客の要請に応じてユニバーサルデザイン車両を指定できる体制の構築並びに必要に応じて介護車両を手配する担当者への連携又は近隣事業者の紹介ができる体制の維持。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。 (2023年度は10名を予定) ・新人以外の乗務員についてもユニバーサルドライバー研修を受講する。 (2023年度は2名を予定) ・ユニバーサルデザインタクシーを担当する乗務員を対象に実車による乗降実技研修を年に2回以上実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	該当なし

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。
- ・担当役員、営業所管理職を中心に確認と評価を実施する会議を開催する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

V 計画書の公表方法

グループ本社のホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

新たな感染症の発生状況並びに国や地方自治体からの要請等を踏まえつつ、必要な感染予防対策を講じた上で可能な限りの研修を行なうこととする。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。